明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務五二）　一

〔告　示〕
○総合特別区域計画の変更を認定した件（内閣府一四一九）　一
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務二〇四）　二
○除籍の一部が滅失した件（同二〇五）　二
○日本国に帰化を許可する件（同二〇六）　三
○租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のアラブ首長国連邦等による批准に関する件（外務二三二）　三
○サイバー犯罪に関する条約へのカーボヴェルデ共和国の加入に関する件（同二三三）　三
○離島における水産セクター開発計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三四）　三
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三五）　三
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三六）　三
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三七）　三
○再生可能エネルギー導入及び電力システム改善計画のための贈与に関する日本国政府とガイアナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三八）　三
○組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（厚生労働二六六）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一五六五～一五八〇）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通八〇五、八〇六）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同八〇七）　六
○直轄砂防工事を施行する件（同八〇八）　七
○新千歳空港の施設に変更を加える件（同八〇九）　七
○道路に関する件（東北地方整備局一七〇～一七二）　七
○道路に関する件（中部地方整備局六二、六三）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局一一八）　八

〔国会事項〕
内閣　金融庁　法務省　財務省　三

〔人事異動〕
官庁事項　三

〔叙位・叙勲〕
諸　事　項　八

〔褒　賞〕
諸　事　項　八

〔皇室事項〕
諸　事　項　八

〔官庁報告〕
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　一〇
貸金業法第二十四条の四十一の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（同）　一〇
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一〇
公　聴　会　一〇
新千歳空港の施設変更に関する公聴会（国土交通省）　一二

〔公　告〕
諸　事　項　一二
官庁　証票無効、建設業の許可の取消処分　二
関係　二
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
会社その他　三〇

省　令

○財務省令第五十二号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月九日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第三十九条第二項」を「第三十七条第二項」に改める。

第百九十六条第三十一号ヰ中「第二十一条第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

第二百三十条第二項中「第三十九条第二項」を「第三十七条第二項」に改める。

附　則

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。